

総合評価方式の申請等に係る留意事項

1 共通項目

項 目	内 容
基準日	<ul style="list-style-type: none"> 申請書等の記載事項に係る基準日は、公告日を基本としますが、年度の実績で評価を行う項目がありますので、注意してください。
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条の2に規定される公共工事をいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条の2】</p> <p style="text-align: center;">「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。</p> </div>
過去〇〇年間	<ul style="list-style-type: none"> 公告年度の前年度を最終年度とする過去〇〇年度及び公告年度の4月1日から公告日までの期間とします。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>(例) 令和3年10月1日公告の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去15年以内 平成18年4月1日から令和3年10月1日まで (2) 過去10年以内 平成23年4月1日から令和3年10月1日まで (3) 過去5年以内 平成28年4月1日から令和3年10月1日まで
施工実績の基準日	<ul style="list-style-type: none"> 施工実績は、契約工期末日により判定します。 ただし、基準日現在で契約工期末日を迎えていない場合で、基準日現在でしゅん工し、しゅん工検査（合格したものに限り。）を実施済の場合には、しゅん工検査日により判定します。この場合においては、調書に記載する契約工期末日をしゅん工検査日とし、確認書類には、しゅん工検査日が確認できるものを併せて提出してください。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>○=評価対象となります。 x=評価対象となりません。 ★=しゅん工検査日</p>
評価の対象	<ul style="list-style-type: none"> 共同企業体により入札に参加する場合には、「施工計画」や「技術提案」など共同企業体で評価されるもの以外については、代表者を評価の対象とします。 ただし、「地域貢献（「市内業者活用」を除きます。）」に関する項目については、構成員を評価の対象とすることができるものとします。この場合においては、調書記載の実績等は構成員の内容で記載し、確認書類についても構成員の内容で提出してください。
企業の施工実績等	<ul style="list-style-type: none"> 施工実績は、元請（共同企業体の場合は、代表者）として施工した工事に限りません。 共同企業体での実績を申請する場合には、共同企業体の協定書など、共同企業体

	の構成が確認できる資料を添付してください。
入札参加者	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者とは、入札に直接参加する者であり、基本的に本店又は本社となりますが、いわき市外に本店等を有する事業者において、支店、営業所等が入札に関する権限の委任を受けている場合には、当該支店、営業所等となります。
関係調書	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力、配置予定技術者の技術力及び地域貢献等に関する調書において、記入されていない項目については、評価を行いません。添付された確認書類により実績が確認できる場合であっても、同様とします。
確認書類等	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目の申請内容については、確認資料により確認しますが、提出された資料に不足があり、申請内容の確認ができない場合には、評価を行いません。
入札参加者の名称等	<ul style="list-style-type: none"> 技術評価点の申請に係る関係調書において、商号又は名称の記載がない場合には、当該調書に係る項目については、評価を行いません。

2 第2号様式（技術評価点申請書）関係

項 目	内 容
商号及び名称	<ul style="list-style-type: none"> 入札書等の郵送において、第2号様式が郵送されない場合又は第2号様式に記載がない場合、入札を無効とします。 共同企業体により入札参加する場合には、共同企業体名の下に代表企業及び構成企業それぞれの商号、所在地及び代表者職氏名を記載してください。

3 別表1(1)（企業の技術力）及び第3号様式（企業の技術力に関する調書）関係

項 目	内 容
過去15年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> 過去15年間に施工した公共工事において、同種・類似工事の施工実績がある場合に対象となります。 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当する場合に対象となります。 調書に記載する工事概要には、同種・類似工事の定義と同じ項目（延長、幅員、施工面積等）を必ず記載してください。 施工実績は、元請（共同企業体の場合は、代表者）としての実績に限りません。 事業者としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一事業者の本店又は支店、営業所等の実績についても、対象となります。 確認のための資料は、コリンズの登録内容確認書や契約書及びしゅん工図面など、同種・類似工事の要件に該当することが確認できるものとします。
過去5年間のいわき市発注の同工種工事における工事成績評定点の平均点	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に実施した、いわき市発注の請負金額500万円以上の同工種工事におけるしゅん工検査の工事成績により評価を行います。 共同企業体による工事の工事成績評定は、代表者のみに適用します。 市所有の工事検査記録に基づき確認しますので、確認のための資料の提出は、不要です。
過去15年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰の受賞実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> 過去15年間に、いわき市発注の同工種工事が優良工事表彰の指定する部門において受賞の実績がある場合に対象となります。 共同企業体による受賞実績は、代表者のみに適用します。 確認のための資料は、優良工事表彰の写しとします。
ISO9001の認証取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在において、ISO9001の認証を取得している場合に対象となります。 確認のための資料は、認証書の写しとします。
安 全 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年以内に、国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、企業として受賞実績がある場合に対象となります。 国又は国が参加している団体が直接実施する表彰を対象としており、国等が後援又は支援する団体が実施する表彰は、対象となりません。 安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は、対象となりません。 企業としての実績を評価しますので、監理技術者等の受賞実績は、対象となりません。 共同企業体による受賞実績は、代表者のみに適用します。 確認のための資料は、安全表彰の写しとします。

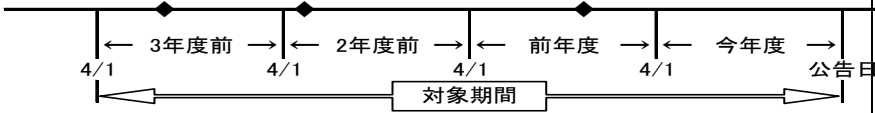
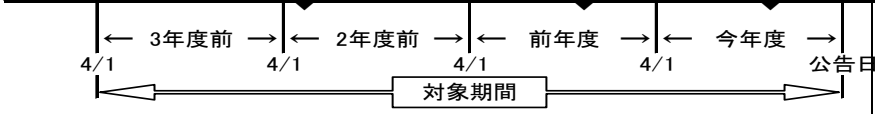
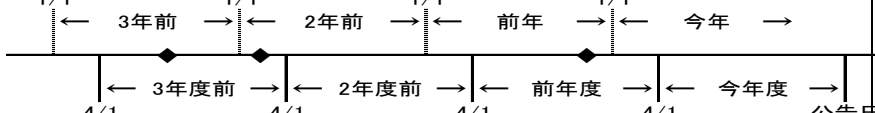
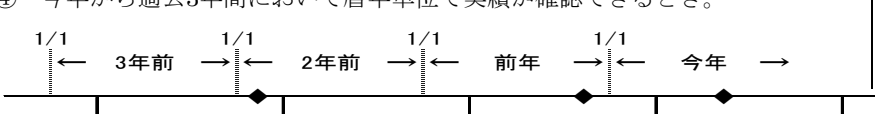
理	受賞実績がない場合で、次のいずれかを満たす場合 ア 建設業労働災害防止協会へ加入していること。 イ 都道府県労働局により「快適職場推進計画」を認定されていること。	<ul style="list-style-type: none"> この項目は、上記の項目で評価されなかった場合にのみ対象となります。 公告日現在で「建設業労働災害防止協会へ加入している」又は「快適職場推進計画を認定されている」場合に評価します。 共同企業体としての認定実績等は、代表者のみに適用します。 確認のための書類は、「建設業労働災害防止協会への加入証明」や「快適職場推進計画の認定書」など、加入又は認定状況を確認できるものとします。
建設キャリアアップシステム利用の有無		<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステム登録後に交付されたカードを保有していることで証明とします。 確認のための書類は、カードの写しとします。

4 別表1(2)（配置予定技術者の技術力）及び第4号様式（配置予定技術者の技術力に関する調書）関係

項 目	内 容
過去15年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> 過去15年間に施工した公共工事において、同種・類似工事の施工実績がある場合に対象となります。 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当する場合に対象となります。 調書に記載する工事概要には、同種・類似工事の定義と同じ項目（延長、幅員、施工面積等）を必ず記載してください。 施工実績は、元請（共同企業体の場合は、代表者）としての実績に限りします。 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象となります。 現場代理人として配置されていた場合についての保有資格については、当該工事の着工日以前に取得したものであることとします。 確認のための資料は、コリンズの登録内容確認書や契約書及びしゅん工図面など、同種・類似工事の要件に該当することが確認できるもの及び当該工事に技術者又は現場代理人として配置されていたことが確認できる書類の写しとします。 現場代理人として配置されていた場合には、配置されていた当時に保有していた資格の免状等の写しも併せて提出するものとします。
保有する資格	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、指定する資格を所有している場合に対象となります。 指定する資格とは、建設業法第27条23項の規定に基づく建設業者の経営に関する事項の審査において、1級又は2級の技術者として認められる資格を基本とします（評価の対象となる資格については、工事案件ごとに異なりますので、公告において確認してください。）。 確認のための資料は、保有する資格の免状等の写しとします。
指定する資格の保有年数	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、上記資格の保有年数が10年以上の場合に対象となります。（例）令和3年10月1日公告の場合 資格の取得日：平成23年10月1日以前 上記の「保有する資格」と併せて行うため、確認のための資料の提出は、不要です。

5 別表1(3)（地域貢献等）及び第5号様式（地域貢献等に関する調書）関係

項 目	内 容
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、ISO14001の認証を取得している場合に対象となります。 ISO14001の認証を取得していない場合であっても、エコアクション21の認証を取得している場合は、対象となります。 確認のための書類は、認証書の写しとします。
市内業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> 市内業者にあつては当該工事の請負金額の80%以上を、市外業者にあつては当該工事の請負金額の50%以上を、市内業者により施工する場合に対象となります。 下請については、元請と直接契約する1次下請までとし、2次下請（孫請け）以下については、対象となりません。 資材については、直接購入する企業が市内業者かどうかにより判断することとし、鋼橋工事等における鉄鋼等の材料に関しては、加工した企業が市内業者か市外業者かにより判断します。

	<ul style="list-style-type: none"> 下請又は資材購入先が市外に本店を有する事業者であっても、市内の支店、営業所と下請契約（資材購入）する場合には、市内業者を活用したものとみなします。 落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。
過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> 過去15年間に、いわき市内において公共工事の施工実績がある場合に対象となります（いわき市発注の工事に限りません。）。 事業者としての実績を評価するため、入札参加者でない同一事業者の本店又は支店、営業所等の実績も評価の対象となります。 入札対象工事の同種・類似工事には、限定されません。 確認のための資料は、コリンズの登録内容確認書や契約書の写しとします。
入札参加者の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の所在地が、いわき市内の指定区域にある場合に対象となります。 入札参加者の所在地は、技術評価点申請書（第2号様式）記載の住所で判定します（共同企業体については、代表者又は構成員のいずれかが有利な方で判定します。）。 「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所が存する区域をいいます。 ア 平地区 イ 小名浜地区 ウ 勿来地区及び田人地区 エ 常磐地区及び遠野地区 オ 内郷地区、好間地区及び三和地区 カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区 キ 小川地区及び川前地区 工事場所が複数区域にわたる場合には、指定区域も複数指定するものとします。 技術評価点申請書により確認しますので、確認のための書類の提出は、不要です。
市内における過去3年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> いわき市内において、過去3年以上継続して「ボランティア活動」又は「地域づくり活動」の実績があり、現在も継続活動している場合に対象となります。 継続活動とは、年度単位（4月～翌年3月）又は暦年単位（1月～12月）のいずれかで3年以上継続していることが確認できるものとします。 <p>(1) 評価の対象となる場合 ◆=活動日</p> <p>① 前年度から過去3年度間において年度単位で実績が確認できるとき。</p>  <p>② 今年度から過去3年度間において年度単位で実績が確認できるとき。</p>  <p>③ 前年から過去3年間に於いて暦年単位で実績が確認できるとき。</p>  <p>④ 今年から過去3年間に於いて暦年単位で実績が確認できるとき。</p> 

	<p>(2) 評価の対象とならない場合 年度又は暦年単位で3年以上継続した実績を確認できないとき。</p>  <ul style="list-style-type: none"> 事業者として行った活動が対象であり、個人的に行った活動は、対象となりません。 確認のための書類は、活動実績を客観的に証明できる物（新聞記事、区長等の証明書等）とします。
<p>福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」又若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度の認証を取得している場合に対象となります。 福島県次世代育成支援企業認証制度における認証を受けている場合は、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証は対象となりません。 確認のための書類は、認証書の写しとします。
<p>消防団への協力</p>	<p>いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、いわき市消防団協力事業所表示制度の認証を受けている場合に対象となります。 確認のための書類は、表示証の交付書の写しとします。 <p>いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の項目の対象となる場合は、この項目は、対象となりません。 公告日現在で、1年以上継続して雇用している社員（取締役など役員も含まず。）が、いわき市消防団に1年以上継続して加入している場合に対象となります。 消防団員とは、いわき市から非常勤特別職地方公務員としての辞令を受けた者としてします。 確認のための書類は、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等1年以上継続雇用していることがわかるもの、及び消防団員の辞令、団員証の写し等、客観的に1年以上いわき市消防団の団員であることがわかるものとしてします。
<p>献血への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前年度又は公告年度において、事業所への献血バスの受入れ、地区献血等において事業者として献血協力を行ったこと等により、いわき市内の献血協力事業者となっている場合に対象となります。 確認のための書類は、献血協力事業者表彰状の写し、いわき赤十字血液センターの証明書等、献血への協力実績を客観的に確認できるものとしてします。
<p>いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、いわき市民を雇用している事業者が、その者に対して市県民税の特別徴収を行っている場合に対象となります。 いわき市民を雇用していない場合は、対象となりません。 確認のための書類は、市民税特別徴収税額の決定通知書等の写しなど特別徴収を行っていることが確認できるものとしてします。
<p>次のいずれかに該当する場合（2項目までの評価とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア～ウのうち、2項目までを評価の対象とします。（3項目すべてに該当する場合でも、そのうち2項目を選択して記載してください。）
<p>ア 法定義務のある企業にあっては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公告日現在で、次のいずれかに該当する場合に対象となります。 ① 法定義務のある事業者において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合 確認のための書類は、公共職業安定所に提出している障がい者雇用状況報告書の写しとします。 ② 法定義務のない企業において障がい者雇用がある場合 確認のための書類は、障がい者手帳の写し及び社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等の雇用の状況が分かる書類の写しとします。

<p>イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用(正規雇用)していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告日を基準として、過去1年以内に新卒者又は離職者を正規社員(社会保険加入)として雇用した場合に対象となります。 ・ 新卒者及び離職者は、いわき市内に居住する者(雇用の結果、いわき市内に居住することになった者も含みます。)が対象となります。 ・ アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は、対象となりません。 ・ 従事する職種は、問いません(事務職又は技術職ともに対象となります。) ・ 評価対象となる新卒者は、令和2年4月1日以降に高等学校、大学校、専門学校を卒業又は中退した者としします。 ・ 評価対象となる離職者は、令和2年4月1日以降に雇用調整等により離職した者(アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員であった者も含みます。)で、次の条件をすべて満たす者としします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 離職の日から現在の企業に雇用されるまで1箇月間以上の期間がある。 ② 現在の企業に雇用された時点で65歳未満である。 ・ 離職者の雇用において、自社で解雇した社員等を再雇用した場合は、評価の対象となりません。 ・ 確認のための書類は、該当者が新卒者・離職者であること及びその者を1年以内に正規社員として雇用したことが確認できるものとし、卒業証書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しとしします。
<p>ウ いわき市内における従業員数(正規雇用)が1年前より1名以上増えていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告日を基準として、いわき市内に在在する正規社員(社会保険加入)が1年前より増えている場合に対象となります。 ・ アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は、対象となりません。 ・ 従事する職種は、問いません(事務職及び技術職ともに対象となります。) ・ 確認のための書類は、基準日と1年前の正規社員数がそれぞれ確認できる社員名簿等の写しとしします。
<p>次のいずれかに該当する場合 ア いわき市内で過去3年間に災害時の出勤実績があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間にいわき市内における災害時の出勤実績がある場合に対象となります。 ・ 災害時の出勤実績とは、維持補修業務委託等に基づく災害時の対応(土のう積みなど)、巡回パトロール、水防活動等に係る事業者としての活動とし、自治体との災害協定に基づかない活動も対象となります。 ・ 確認のための書類は、出勤実績を客観的に証明できる書類としします。
<p>イ いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者(入札参加者が所属する団体を含みます。)が、いわき市と災害時の応援協定を締結している場合に対象となります。 ・ いわき市以外と締結した協定は、対象となりません。 ・ 確認のための書類は、いわき市と締結している協定書の写しとしします。
<p>過去5年間のいわき市発注の道路維持補修若しくは下水道管路施設修繕を履行又は除雪契約を受注した実績の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に、いわき市発注の道路維持補修若しくは下水道管路施設修繕を履行し、又は除雪契約を受注した実績がある場合に対象となります。 ・ 対象となる業務等については、時間を問わず随時緊急な対応が必要である業務等としします。 ・ 確認のための書類は、契約書の写しとしします。
<p>ふくしま健康経営優良事業所の認定取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽ加入の健康事業宣言を行った事業所において、県等の審査により、「ふくしま健康経営優良事業所」と認定された事業所が対象となります。 ・ 確認のための書類は、認定通知または認証状の写しとしします。 ※有効期限内のもの

6 別表1(4)(品質確保等の確実性)及び第6号様式(施工計画に関する調書) 【簡易型・標準型】

項 目	内 容
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画については、A4判用紙2枚に収まるように記載してください。 ・ 同一様式内であれば、各項目の記載欄の幅等については、変更してもかまいません。 ・ 落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。

7 別表2(5)(技術提案)及び第7号様式(技術提案に関する調書)関係

項 目	内 容
-----	-----

記載内容等

- ・ 技術提案については、A4判用紙1枚に収まるように記載してください。
- ・ 必要に応じ、A3判までの図面1枚に限り、資料としての添付を認めます。
- ・ 各項目の記載欄の幅等については、変更してもかまいません。
- ・ 落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。